

交渉（全労働省労働組合奈良支部）議事概要（平成27年11月30日）

奈良労働局長（当局）は平成27年11月30日（月）全労働省労働組合奈良支執行委員長（全労働奈良支部）と職員の処遇改善に係る交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおりである。

（全労働奈良支部）

- 1 労働行政体制の拡充について
 - ・ 行政運営に必要な定員の確保について、伺いたい。
 - ・ 都道府県労働局組織見直し案について、伺いたい。
- 2 賃金の改善等について
 - ・ 4級、5級の高位号俸者の解消について、伺いたい。
- 3 労働法制の見直しについて
 - ・ 労働時間法制の規制緩和について、伺いたい。
 - ・ 労働者派遣法の規制緩和について、伺いたい。
- 4 地方分権改革・民間開放について
 - ・ 労働基準、職業安定及び雇用均等の各機関は労働者の権利保障を担っているが、労働者保護の観点における地方移管・民間開放について伺いたい。
- 5 都道府県労働局の新人事制度について
 - ・ 労働基準監督官の専管事項拡大の見直し及び技官・事務官の採用、育成について考えを伺いたい。
- 6 公務員宿舎について
 - ・ 職員が安んじて職務専念できるよう、必要な宿舎数の確保について、伺いたい。
- 7 高齢期雇用・再任用職員の処遇改善について
 - ・ 雇用と年金の接続における定年年齢65歳及び本人の希望に沿った働き方の確保について、考えを伺いたい。
- 8 非常勤職員の労働条件改善について
 - ・ 別途提出した「2015年非常勤職員制度と処遇の抜本的な改善を求める要求書」の実現を図ること。
- 9 昇格改善について
 - ・ 別途提出する「2015年全労働昇格改善統一要求書」の実現を図ること。
- 10 人事評価制度への対応について
 - ・ 人事評価制度の抜本的な見直し及び人事評価制度の結果をどのように人事管理に活用するのか考えを伺いたい。

- 1 1 民主的公務員制度と労働基本権の確立について
 - ・労働基本権の全面的な回復について、伺いたい。
- 1 2 健康・安全の確保について
 - ・メンタルヘルス対策に必要な「心の健康づくり計画」、「職場復帰プログラム」制度について実効あるものとする。
 - ・「ストレスチェック制度」の導入にあたり不利益な取扱いを生じさせないこと。
- 1 3 労働時間の適正管理等について
 - ・窓口取扱時間の設定、労働時間の改善、職員の休憩時間を確保について、伺いたい。
- 1 4 労働条件関連予算の拡充等について
 - ・行政運営に必要な経費の予算化について、伺いたい。

(当局)

1 労働行政体制の拡充について

労働行政体制は毎年度の定員査定の結果、厳しさが増す状況であり、労働局の組織見直し案については、レイアウトの検討を行っている。当局においても、様々な方策を検討しながら定員確保や業務簡素・合理化等に取り組み、本省においても関係機関への働きかけや業務簡素・合理化に対する一層の取り組みを進めるよう大臣官房長に上申した。

2 賃金の改善等について

賃金等については、公平・公正な官民バランスの比較に基づき、公務の特殊性及び職員の生活実態等が十分に考慮され、職員が安心して職務に専念できるための適切な措置を講ずることが必要であり、勤務時間等における職員の健康等を考慮した適切な運用も含め、当該要求事項の各項目を踏まえた適切な賃金等の確保に向けての関係機関へのさらなる働きかけについて、大臣官房長に上申した。

3 労働法制の見直しについて

わが国では、雇用環境の多様化や複雑化に伴い、多くの労働者や求職者が様々な課題に直面し、それらに対応する労働施策が一層必要とされており、当該項目の各事項については十分理解できるが、当局の権限を越える課題であるため大臣官房長に上申した。

4 地方分権改革・民間開放について

地方分権改革については、地方自治体と連携を図り、各々の強みを発揮し、地域事情に即した雇用対策を推進していくため、当局においても奈良県、奈良市及び王寺町との協定等による連携強化を進めており、天理市とも協定締結を進めている。民間開放については、「日本再興戦略」に基づき、ハローワークの求人情報や求職情報を民間人材ビジネスにも提供し、官民の連携を進め、利用者、地方自治体、労使関係団体、国や地方の議員等のハローワークに対する一層の支持が重要となっているため、引き続き、それぞれの連携に基づく効果的な業務推進への理解と協力を依頼していく。

5 都道府県労働局の新人事制度について

新人事制度については、労働行政を総合的に支えることのできる人材の育成や確保を図るために運用しているが、労働行政すべての分野における専門性・総合性の維持・向上を図ることも必要であるため、対象者の希望及び関係部署の意見も把握しながら、本省や他局との連携・受入体制の充実に努め、本省においても、制度の適用にあたっては対象者等の負担軽減及び専門性・整合性の維持・向上について一層努めるよう、大臣官房長に上申した。

6 公務員宿舎の確保について

当局においては、地元管理庁に対して必要戸数の確保及び職員の負担軽減を働きかけ、本省からも関係省庁に対して職員の負担軽減を働きかけるよう大臣官房長に上申した。

7 高齢期雇用・再任用職員の処遇改善について

壮年層の職員は、労働行政の推進に長年尽力し、現在も重要な業務の支えとして職務に精励しており、今後も安心して職務に専念できる適切な処遇及び制度設計が図られる必要があり、安心して職務に専念できる適切な処遇及び制度設計が図られるよう、関係機関への働きかけについて大臣官房長に上申した。

8 非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員は、各分野において優れた専門性を発揮され、欠かすことのできない存在であり、これまで通勤手当の上限額引き上げ等の処遇改善が図られたが、「2015年非常勤職員制度と処遇の抜本的な改善を求める要求書」の各事項を踏まえ、一層の処遇改善が図られるよう大臣官房長に上申した。

9 昇格改善について

都道府県労働局は、労働基準、職業安定、雇用均等行政及び能力開発行政の緊密な連携により、専門性を最大限発揮し、地域の総合的労働行政機関として複雑多岐に渡る行政事務を所掌しており、組織規模や職員数においても、管区機関並みの評価が得られるべきであり、今後、現実の処遇改善への結び付けが課題でもあるため、「2015年全労働昇格改善統一要求書」の各事項を踏まえ、査定官庁に対し、一層の働きかけを行うよう大臣官房長に上申した。

10 人事評価制度への対応について

人事評価制度の運用については、適正な手続に則り、公正に実施されることが不可欠であり、「人事評価制度に係る評価者・調整者連絡会議」において、手続や評価手法の確認及び意思統一を図っており、局幹部に人事院や総務省が主催する評価者研修を積極的に受講させ、その受講内容を当該連絡会議で伝達しており、今後ともこれらの取り組みを通じ、適正な人事評価制度の運用を図り、それらに基づく人事管理は、諸要素を踏まえ対応する。

11 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

雇用環境の多様化等に伴い、公務部門の果たす役割は極めて重要と考える。

なお、当該項目の各事項については、十分理解できるが当局の権限を越える課題であるため、大臣官房長に上申した。

12 健康・安全の確保について

厳しい定員事情の下で、業務の複雑化等を背景に心身に不安を感じる職員もおられることから、管理者とも連携し、職員の心身の状況変化を慎重に把握し、メンタルヘルス対策の推進も含め、職員の健康と安全の確保に取り組む。

また、窓口での暴力行為等への安全確保対策についても、管理者が責任を持って未然防止や発生時の適切な対応を図るよう指示・確認を重ね、環境整備、研修の充実、予算確保に努める。

13 労働時間の適正管理について

超過勤務縮減、休憩時間の確保、休暇制度の活用等については、職員の健康維持、子育てや介護、余暇の利用等とも密接に関わるものであり、管理者において適切な業務状況の把握と時間管理が必要であり、引き続きその徹底を図り、必要予算の確保にも努め、窓口取扱時間の設定及び開庁時間延長の見直し等を図り、必要な予算の確保を図るよう大臣官房長へ上申した。

14 労働条件関連予算の拡充等について

労働関係予算については、各種経費とも年々厳しさが増しており、経費節減の取組が必要不可欠であるが、職員が職務に専念できるための庁費及び旅費等について、本省に対する必要予算の確保に努める。

15 2015 年全労働青年協秋季統一要求書について

(1) 行政体制の拡充・業務簡素化について

上記 1 のとおり。

(2) 賃金・諸手当・旅費について

上記 2 のとおり。

(3) 都道府県労働局の新人事制度について

上記 5 のとおり。

(4) 宿舍改善について

上記 6 のとおり。

(5) 人事評価制度について

上記 10 のとおりです。

(6) 職員の健康・安全の確保について

上記 12 のとおり。

(7) 民主的な労働行政の実現について

上記 4 のとおり。

(8) 労働法制の見直しについて

上記 3 のとおり。

(9) 昇格改善について

上記 9 のとおり。

15 2015 年秋季奈良支部独自要求書について

(1) 行政体制の確立について

上記 1 のとおり。

(2) 職場の安全対策について

上記 1 2 のとおり。

(3) 職員の健康管理について

職員の健康管理対策については、局長はじめ所属長自らが関わりながら職員に対するきめ細かなフォローや職場環境の整備及びメンタル対策の充実等に努める。

(4) 人事関係について

上記 1 0 のとおり。

(5) 公務員宿舎の確保について

上記 6 のとおり。

(6) 上申及び回答について

それぞれの要求内容について、可能な対応及び上申を図る。